

○宗像市スポーツ推進審議会条例

平成16年3月31日

条例第5号

改正 平成16年12月28日条例第33号

平成22年12月27日条例第29号

平成23年12月28日条例第21号

(題名改称)

平成24年12月28日条例第33号

平成27年1月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23条例21・一部改正)

(設置)

第2条 本市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平23条例21・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育関係機関を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働環境部文化スポーツ課において処理する。

(平16条例33・平22条例29・平24条例33・平27条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月27日条例第29号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月23日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。